株主の皆様へ

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 株式会社夢真ホールディングス 代表取締役社長 佐藤 大央

合併に伴う株式の取扱いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、本日開催の臨時株主総会において、当社を吸収合併消滅会社、株式会社 ビーネックスグループ(以下「ビーネックスグループ」といいます。)を吸収合併存続会社 として合併することを決議いたしました。また、ビーネックスグループは、本日開催の臨時 株主総会において、効力発生日を2021年4月1日(木)として、合併後の商号を「株式会社 夢真ビーネックスグループ」に変更することを決議いたしました。

つきましては、合併の効力発生日である2021年4月1日(木)の前日[2021年3月31日(水)]の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、ビーネックスグループ(2021年4月1日(木)以降は「株式会社夢真ビーネックスグループ」、以下同様です。)の普通株式0.63株が割当て交付されることになります。

合併の効力発生日前後の株式のお取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。 敬具

記

1. 「ビーネックスグループ」株式の割当て方法

2021年3月31日(水)最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、 ご所有の当社株式1株につき、ビーネックスグループの株式0.63株が割当て交付されます。 なお、本件に関して、株主の皆様に特段のお手続をいただく必要はございません。

(ご参考)

現在ご所有の株式(1単元100株)にビーネックスグループの株式が、どのように割当 てられるかについては、次の例をご参照ください。

<例>1,500株ご所有の場合

割当比率の0.63を乗じ、ビーネックスグループの株式945株が割当てられます。

(ご注意)

現在の当社の株式は、1単元(売買単位)が100株であり、99株までの株式は市場での売買はできず、買取請求の対象となります。また、ビーネックスグループの株式は、1単元が100株であり、99株までの株式は市場での売買はできず、買取請求の対象となります。なお、割当てを受けるビーネックスグループの株式につき、整数部分と1株未満の端数が生じた場合は、整数部分についてビーネックスグループの株式が割当てられます。端数部分につきましては、端数株式をとりまとめたうえで一括処分し、その端数部分に応じて処分代金をお支払いいたします(後記6.をご参照ください。)。

2. 割当て交付された「ビーネックスグループ」株式のお取扱い

ビーネックスグループの株式の割当て結果につきましては、2021年6月中旬発送予定の「合併による新株式の割当てに関するご通知」をご覧ください。

3. 合併の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日程	株式の流通
2021年3月30日 (火)	当社株式上場廃止日	2021年3月30日 (火) から は当社株式の証券取引所で の売買はできません。
2021年4月1日(木)	効力発生日 新株式売買開始日	2021年4月1日(木)以降、ビーネックスグループの株式として売却できます。
2021年6月中旬(予定)	「合併による新株式の割当 てに関するご通知」発送	

4. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当社の単元未満 (100株未満) 株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2021年3月25日 (木) まで	当社の「株式取扱規程」に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。
2021年3月26日(金)から2021年3月31日(水)まで	この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) ビーネックスグループの単元未満 (100株未満) 株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2021年4月1日 (木) から	ビーネックスグループの「株式取扱規則」に基づき、お 取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」 にてご請求ください。

5. 単元未満株式の買増請求について

ビーネックスグループの単元未満(100株未満)株式の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い
2021年4月1日 (木) から	ビーネックスグループの「株式取扱規則」に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式買増請求書」にてご請求ください。(※)

(※) ビーネックスグループの自己株式残高が足りない場合は、買増請求に応じられないこともありますのでご留意ください。

6. 端数株式処分代金のお取扱いについて

ビーネックスグループの普通株式を割当てた結果、1株未満の端数が生じた場合は、端数株式を一括してとりまとめたうえで法定の手続により処分し、当該株主の皆様に対し、その処分代金を端数部分に応じて金銭にてお支払いいたします。

端数およびお支払時期につきましては、2021年6月中旬に発送予定の「合併による新株式の割当てに関するご通知」にてご案内させていただく予定です。

ご不明点は、下記の株主名簿管理人までお問合わせください。

なお、当社の株主名簿管理人は、2021年3月27日(土)をもって、三井住友信託銀行株式会社からみずほ信託銀行株式会社に変更となります。

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
事 務 取 扱 場 所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4
本件に関する	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
郵送先および	電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)
お問合わせ先	利用時間 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00

お 取 扱 店 みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店

以 上